

令和8年度 沖縄県協働化・大規模化等による職場環境改善事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、沖縄県協働化・大規模化等による職場環境改善事業補助金（以下「本事業」という。）の実施に関し、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）及び沖縄県介護テクノロジー導入・共同化・経営改善等支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものである。

(補助の目的)

第2条 この補助金は小規模法人を含む複数の法人で構成する事業者グループが協働して行う取組に対する支援等を通じて、経営の安定化に向けた協働化・大規模化等による職場環境の改善を図ることを目的とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象とする事業は、別表に掲げる事業のうち、知事が適当と認める事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

2 補助の対象者は、小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営するような法人等、事業目的に照らし、県が認める法人をいう。）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）とする。

3 申請を行う事業者グループの代表者は介護事業所等（介護保険法に基づく全てのサービス事業所を対象とする。）を運営する法人とし、事業者グループには、介護事業所のほか、老人福祉法に定める施設・事業所、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業所、児童福祉法に定める児童福祉サービス事業所等、介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が運営する事業所を含めてもよい。

4 他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第2欄に定める補助率を乗じて得た額を算出する。

(2) (1)により算出額と、第3欄に定める基準額を比較して、少ない方の額を交付額とする。

1 対象経費	2 補助率	3 基準額分類
補助対象事業の実施に要する次の経費（報酬、給料、報償	5分の4	事業者グループを構成する法人数1につき120万円（訪

費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料および賃借料、委託料、需用費、備品購入費(単価30万円以上の備品を除く)、負担金、補助金及び交付金		問介護事業所を経営する法人の場合、30万円を加算する。)とし、1事業者グループあたり最大600万円を上限とする。
---	--	--

※ ただし、次に掲げる事業については、交付の対象としないものとする。

1. 他の補助制度等により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している経費
2. 消費税及び地方消費税に係る経費
3. 振込手数料既に実施している事業
4. 地域医療介護総合確保基金で実施する「介護テクノロジー導入支援事業」、経済産業省が実施している「IT導入補助金」等、他の補助金等によって補助している経費
5. その他当該補助金の目的に照らして、適当と認められない事業

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という）は、様式第1号による申請書を、関係書類を添えて提出するものとし、提出期限については別途通知するものとする。

(事前協議書の提出等)

第6条 補助事業者は、第5条の規定による申請書の提出に先立ち、事前協議書（様式第1－2号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の事前協議があったときは、内容を審査のうえ、予算の範囲内で交付の内示を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに補助金の変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

らない。

- (5) 事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を事業完了の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

2 前項各号に定める条件に反する場合には、補助金交付の内示もしくは決定を取り消す場合がある。

（補助金の交付決定）

第8条 補助金の交付申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、補助事業者に対し通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助事業者は、前条の交付決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があり補助金の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して20日以内に、交付申請取下げ書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日又は交付の決定を受けた年度の1月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業等の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者が額の確定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第6号）を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正と認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（業務改善に係る効果の報告）

第13条 補助を受けた事業者グループの申請代表者は、事業の補助を受けるにあたって、あらかじめ業務改善計画書を県に提出するとともに、補助を受けた翌年度、業務改善計画に対する効果を県に対し報告すること。また、業務改善計画及び当該計画に対する効果報告の内容を、県から厚生労働省へ報告することについて同意すること。

2 補助を受けた事業所は、厚生労働省等が実施する調査研究事業等に可能な限り協力すること。

(欠格事項)

第 14 条 次に掲げる者は、本要領に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 自己又は自社の役員等(役員等とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同様に責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。)が、次のいずれかに該当するもの。

ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)関係者

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

ウ 暴力団又は暴力団員に対して、資金を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

エ 暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

オ 暴力団員と密接に交際し、社会的に非難されるべき関係を有している者

- (2) 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

(その他)

第 15 条 本要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

本要領は、令和 8 年 8 月 20 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

補助対象事業

1 対象事業

本事業は、複数の法人で構成する事業者グループが職場環境の改善を図ることを目的として、経営の協働化・大規模化等を通じて取り組む事業を対象とする。

2 事業内容

事業者グループが経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際の経費を対象とし、具体的には以下の表に定める通りとする。

補助対象となる取組・経費の内容
（１） 合同での人材募集や一括採用等による人材確保や共同での職場の魅力発信に必要な経費
（２） 共同送迎の実施に向けた調査等に必要な経費
（３） 共同発注による福利厚生の実施や職場環境改善等、従業員の職場定着や職場の魅力向上に資する取組に必要な経費
（４） 合同研修や人事交流の実施等、共同での人材育成に必要な経費
（５） 人事管理や給与制度、福利厚生等のシステム・制度の共通化に係る取組
（６） 加算の取得事務を含む業務の集約・共同での外部化に必要な経費
（７） 各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費
（８） 協働化等にあわせて行う ICT インフラの整備に必要な経費（通信費は対象外とする）
（９） 協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費（事業所車両の購入費は対象外とする）
（１０） 合併・介護保険サービスやその他事業の展開・事業譲渡等を含む経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費
（１１） その他本事業の目的を達成するため、県において必要と認められる取組に必要な経費